

舞 監 第 30 号
令和 6 年 1 月 24 日

舞鶴市議会議長 上羽 和幸 様

舞鶴市監査委員 今西 克己
舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎
(公印省略)

住民監査請求の要旨について (通知)

舞鶴市職員措置請求書が提出されましたので、地方自治法に基づきその要旨を下記のとおり通知します。

記

- 1 提出日 令和 6 年 1 月 19 日
- 2 請求対象 法定外公共物の占用料の賦課・徴収について
- 3 請求の要旨

令和 5 年 2 月 5 日に執行された舞鶴市長選挙において鴨田秋津氏は舞鶴市北田辺に選挙事務所を開設し、付近の伊織殿川上に「現状維持か改革か」「安心、安全と健康医療の実現」「新しき舞鶴への希望」と書かれたコの字型の看板を設置した。

伊織殿川は舞鶴市法定外公共物管理条例第 2 条第 1 項(以下、管理条例という。)による法定外公共物であり、「安心、安全と健康医療の実現」の部分は伊織殿川上にあり、管理条例第 4 条第 1 項第 1 号により市長の許可を受けるため、管理条例施行規則第 3 条第 1 項による舞鶴市法定外公共物占用等行為許可申請書を作成し、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

請求人は、舞鶴市土木課に看板について電話連絡を行い、現地確認をお願いした。また令和 5 年 1 月 26 日付けで行政文書の開示請求を行い、1 月 30 日付で通知された行政文書不存決定通知書により同氏は許可申請書を提出していないことが分かった。

令和 5 年 1 月 28 日にコの字型看板は解体され、形状が変更された。

管理条例第 6 条第 1 号によると市長は管理条例第 4 条第 1 項第 1 号に係る許可を受けた者から占用料を徴収すると定められている。しかし担当課である土木課の建設部次長(土木課長兼務)は徴収することを怠った。これは地方自治法第 242 条第 1 項に規定する不当に公金の徴収を怠る事実である。

よって、同氏がフェイスブックにコの字型看板を投稿した令和 5 年 1 月 23 日より形状変更された 1 月 28 日の 6 日間について管理条例第 6 条第 2 項に決められた額を徴収するよう勧告するように求める。